

「2030 生物多様性枠組実現日本会議」設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、ポスト2020 生物多様性枠組等に基づく国際目標や、関連する国内戦略等の達成に寄与するため、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進し、各セクター相互の情報交換及び連携を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) ポスト2020 生物多様性枠組等の国際目標や、関連する国内戦略等の達成等、生物多様性の主流化のための有効な方針の検討
- (2) 上記目標及び戦略の達成等、生物多様性の主流化に向けた各セクターの活動に関する意見や情報の交換
- (3) その他、生物多様性の主流化に資する事業等の実施等

(委員)

第4条 本会は、総会での審議のほか、第5条及び第7条に定める下部組織からの報告に基づく審議、調整を行い、本会としての意思決定を行う。

2. 本会の委員は、生物多様性の保全や持続可能な利用に関して専門的知見のある者、関係する事業者団体、民間団体、国及び地方公共団体の中から、環境省自然環境局長が委嘱する。
3. 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
4. 本会には会長及び会長代理を置く。
5. 会長は、本会委員の互選により定め、会長代理は会長が指名する。
6. 会長は、本会の事務を総理し、総会の議長を務める。
7. 会長に事故がある時は会長代理がその職務を代理する。
8. 会長及び会長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会)

第5条 本会には、総会の下部組織として幹事会を設置する。

2. 幹事会は、総会で審議を行う個別の検討事項等に関して事務的に検討することを目的とする。
3. 幹事会は、委員（生物多様性の保全や持続可能な利用に関して専門的知見のある者を除く）が、その所属する機関または団体に属する者の中から指名した幹事及び会長代理で組織する。
4. 幹事会には幹事長を置く。
5. 幹事長は、会長が指名する。
6. 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
7. 幹事長に事故がある時は幹事長が指名する委員がその職務を代行する。
8. 幹事長及び幹事長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の運営)

第6条 総会及び幹事会の会議は、委員総数または幹事総数の過半数の出席をもって成立する。

2. 総会及び幹事会の会議において承認を要する議事については、出席委員または出席幹事の過半数でこれを決することとし、可否同数のときは会長又は幹事長の決するところによる。

3. 会長または幹事長は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を有する具体的候補者を選定のうえ、総会及び幹事会の会議に呼ぶよう事務局に指示することができる。

(その他の下部組織)

第7条 本会は、総会の了承を得て、必要に応じて下部組織を設置することができる。

2. 下部組織の運営については、それぞれの下部組織の定めるところによる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性主流化室内に置く。総会、幹事会に関する庶務は、事務局が行う。

(経費)

第9条 本会の運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

(設置期間)

第10条 本会の設置期間は、令和3年11月から令和14年3月までとする。

(情報公開)

第11条 総会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については総会で定める。

2. 幹事会の会議は原則非公開とするが、議事要旨は事務局がとりまとめ、必要に応じて公表する。

(設置要綱の改正等)

第12条 本要綱の改正は、本会委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

2. この要綱に定めるもののほか、本会の運営等に関して必要な事項は会長が定める。
3. 前項により会長が定めた事項については、おって各委員に報告する。

付則

(施行期日) この要綱は、令和3年11月1日から施行する。